

施設基準等の掲示について

- 指定医療機関
 - ・ 保険医療機関
 - ・ 生活保護法指定医療機関
- 一般名処方加算

保険薬局において銘柄によらず調剤できることで対応の柔軟性を増し、患者さんに安定的に医薬品を提供する観点から、当院では一般名処方を行っています。

医薬品の供給状況等や、長期収載品について医療上の必要性があると認められない場合に患者様のご希望を踏まえ処方等した場合は選定療養となる場合があります。
- 明細書発行体制等加算

領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を発行しています。発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨をお伝えください。
- 医療情報取得加算

オンライン資格確認を行う体制を有しています。

当院を受診された患者さんに対し、受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報を取得・活用して診療を行います。

正確な情報を取得・活用するためマイナ保険証の利用にご協力をお願いいたします。
- 医療 DX 推進体制整備加算

以下の医療 DX を通じて医療を提供できる体制に取り組んでいます。

 - ・ 医師がオンライン資格確認を利用して取得した診療情報等を診察室等で閲覧または活用できる体制
 - ・ マイナ保険証を利用できる体制
 - ・ 電子処方箋の発行する体制
 - ・ 電子カルテ情報共有サービスを活用できる体制
- 夜間早朝等加算

土曜日 12 時以降は夜間早朝等加算が適用されます。
- 生活習慣病管理料

高血圧、糖尿病、脂質異常症の疾患を有する方が対象となります。それ以外の疾患を合わせて有する方は対象外となります。病状により、28 日以上長期の投薬またはリフィル処方箋の交付が可能となります。長期処方やリフィル処方箋の交付が対応可能かは病状に応じて判断致します。
- 外来感染対策向上加算

新興感染症発生時等に、都道府県の要請を受けて発熱患者の外来診療などを実施する体制を有します。院内感染対策防止策として、必要に応じて次のような取り組みを行なっています。

 - ・ 感染管理者である医師が中心となり、従業員全員で院内感染対策を推進します。
 - ・ 院内感染対策の基本的考え方や関連知識の習得を目的に、研修会を年 2 回実施します。
 - ・ 感染性の高い疾患（新型コロナウイルス感染症など）が疑われる場合は、空間的または時間的隔離を確保し対応します。
 - ・ 抗菌薬については厚生労働省のガイダンスに則り、適正に使用いたします。
 - ・ 標準感染予防策を踏まえた院内感染対策マニュアルを作成して、従業員全員がそれに沿って院内感染対策を推進していきます。
 - ・ 感染対策に関して連携機関（医師会・保健所等）と連携体制を構築し、定期的に必要な情報提供やアドバイスを受け、院内感染対策の向上に努めます。
- がん性疼痛緩和指導管理料

がん性疼痛の症状緩和を目的とした神経ブロックを患者さんに提供できる体制が整備されております。

○ 時間外対応加算 3

当院は、「かかりつけ医」としての取り組みを行っており、再診時に「時間外対応加算 3」を算定させていただきます。通院されている患者様に対して、時間外に緊急の相談がある場合に対応できる体制を整えております。診療時間外の夜間の数時間に、やむを得ない事由により、電話等による問い合わせに応じることができなかった場合であっても、可能な限り、速やかに対応することができる体制をとっています。

夜間、休診日、休日等、不在にて対応できない場合には下記連絡先にご相談ください。

『#7119（救急医療電話相談）』

新潟市急患診療センター025-246-1199

そのほか、当院では下記の届出を実施しております。

- ・がん患者指導管理料イ
- ・在宅時医学総合管理料又は施設入居時等医学総合管理料
- ・酸素の購入価格